

八王子市高齢者集合住宅生活援助員等設置要綱

平成24年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市内の高齢者集合住宅に入居する高齢者の安全かつ安心した日常生活を確保するため配置する生活援助員又は生活協力員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下の各号に定める。

- (1) 高齢者集合住宅 シルバーハウジング・プロジェクトの実施について（昭和63年2月15日建設省住建発第8号、厚生省社老発第7号、建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達）及び東京都シルバーピア事業運営要綱（昭和63年3月9日付62福老計第1089号東京都福祉局長通達）（以下「東京都要綱」という。）に基づき設置された高齢者向けの集合住宅
- (2) 生活援助員（以下「L S A」という。） 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について（平成2年8月27日付厚生省老福第168号厚生労働大臣官房老人保険福祉部長通達）及び東京都要綱に基づき配置する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）
- (3) 生活協力員（以下「ワーデン」という。） 東京都要綱に基づき配置する管理人

(配置)

第3条 市長は、別表の高齢者集合住宅にL S A又はワーデンを置くものとする。

(業務)

第4条 L S A及びワーデンは、次に掲げる業務を行う。ただし、ワーデンについては第6号の業務を除く。

- (1) 安否の確認
- (2) 緊急時の対応
- (3) 疾病等に対する一時的な介護
- (4) 関係機関との連絡

- (5) 各種情報の提供
- (6) 生活指導・相談
- (7) その他日常生活上必要な援助
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要とする業務

2 前項各号の業務に加えて、入居者から同意のうえで、入居者宅の鍵を預かり、業務遂行のために前項第2号に掲げる緊急時の対応と認めるときは、入居者の居室に立ち入ることができる。ただし、入居者から預かった鍵は、厳重に保管し、緊急時以外に使用してはならない。

(L S Aの要件)

第5条 L S Aは、次の各号に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 東京都要綱第2の2に規定する団体（以下「介護事業者」という。）の職員であること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 高齢者福祉に関し理解と熱意があり、緊急時の対応を適切に実施する能力があること。
- (4) 高齢者の生活指導、相談等に対応する能力があること。

(ワーデンの要件)

第6条 ワーデンは、次の各号に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 住宅供給主体が定める入居資格を有していること。
- (2) 18歳以上の同居者があり、かつ常時在宅が可能であること。
- (3) 65歳以下であること。
- (4) 心身ともに健康であること。
- (5) 高齢者福祉に関し理解と熱意があり、緊急時の対応を適切に実施する能力があること。

2 前項第3号の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、当該要件を適用しないことができるものとする。

(業務日時)

第7条 L S Aの業務日時は、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除いた午前9時から午後5時までのうち1日6時間とする。

2 ワーデンの業務日時は、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除いた午前

9時から午後5時までのうち1日5時間とする。

3 ワーデンは、第2項の業務日時において従事することができないときは、事前に市に申し出ることとする。

(業務日時外の対応)

第8条 LSA及びワーデンは、第4条第2号に掲げる業務においては、第7条に掲げる業務日時外においても特別な事情がない限り対応するものとする。ただし、第9条の規定に基づきLSAにかかる業務の委託を受けた介護事業者は、業務日時外の対応において機械警備等で対応できるものとする。

(委託)

第9条 市長は、LSAにかかる業務を介護事業者に、また、ワーデンにかかる業務を介護事業者又は個人に委託することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、ワーデンにかかる業務を介護事業者に委託する場合は、第6条第1号及び第2号の要件を適用しないことができるものとする。

(解職、委託の解除)

第10条 市長は、LSA及びワーデンが次の各号のいずれかに該当する場合、解職又は契約の解除、若しくは、第9条の規定に基づきLSAにかかる業務の委託を受けた介護事業者に不適切勧告をすることができる。

- (1) 第4条に規定する業務の遂行が困難であるとき。
- (2) 第5条及び第6条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) LSA及びワーデンとして不正又は不適當な行為があったとき。
- (4) 前各号のほか市長が不適當であると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表

配置場所	所在地	LSA又は ワーデンの別
都営長沼第二アパート シルバーピア長沼	八王子市長沼町1302番地の1 長沼町第2アパート16号棟	ワーデン
都営別所一丁目団地 シルバーピア別所	八王子市別所一丁目48番地の1 多摩ニュータウン別所1丁目第2団地 3号棟	ワーデン
都営鎌水第二団地 シルバーピア鎌水	八王子市鎌水二丁目84番地 多摩ニュータウン鎌水第2団地3号棟	LSA
市営住宅元本郷団地 シルバーハウジング元本郷	八王子市元本郷町二丁目12番4号 4号棟	ワーデン
都営石川町第2団地 シルバーピア石川	八王子市石川町1920番地 八王子石川町第2アパート6号棟	LSA
都営中野山王三丁目アパート シルバーピア中野	八王子市中野山王三丁目17番 中野山王3丁目アパート1号棟	LSA
都営長房アパート シルバーピア長房	八王子市長房町588番地 長房西アパート22号棟	LSA